

2022年度 第52回 札幌社会人サッカーリーグ 開催要項

(Aリーグ・ライラックリーグ)

1. 主催 (一社)札幌地区サッカー協会・札幌社会人サッカー連盟

2. 主管 札幌社会人サッカー連盟

3. 開催期間 2022年5月15日(日)～11月13日(日)(予定)

4. 会場 札幌市 米里サッカー場・前田森林公園サッカー場・厚別公園競技場・白旗山競技場・円山競技場・東雁来公園サッカー場・札幌サッカーアミューズメントパークサッカー場
野幌総合運動公園 他

5. 参加資格

- (1)(公財)日本サッカー協会に登録及び札幌社会人サッカー連盟に加盟登録を完了した第1種のチーム(但し、「準加盟」は含むが、大学連盟並びに専門学校連盟、高専連盟に加盟のチームは除く)及びそのチームの協会登録選手であること。
※ただし、(公財)日本サッカー協会に登録を完了したシニア登録の選手の参加を認める。
※ミドルリーグに先に登録した選手は移籍手続き完了後、参加を認める。
- (2)本大会の成績によって上位リーグの昇格資格を得た場合、昇格に応じられること。
- (3)当リーグは、帯同審判制を敷くため、本要項13.競技審判員の条件を必ず履行できること。

6. 選手エントリー

- (1)前5項の参加資格を満たす選手のエントリーについて登録人数の制限はしない。
- (2)選手エントリーは、2022年4月末日付をもって行い、リーグ戦及び入替戦終了まで有効とする。
- (3)外国籍選手のエントリーは4名までとし、出場は交代予定者を含め3名までとする(準加盟チームは除く)。
- (4)18歳未満の高校生のエントリーについては、保護者の承諾書を添えた者に限り3名を上限とし、高校サッカー部に所属する選手のエントリーは禁ずる。
- (5)参加チームは当該年度の(公財)日本サッカー協会電子登録証の一覧(写真添付)をカラー印刷し背番号を記入したものを開幕戦に持参し運営本部に提出すること。
- (6)選手エントリーの追加は(公財)日本サッカー協会及び札幌社会人サッカー連盟に所定の続きを行い、これを受理された選手は電子登録証をカラー印刷し背番号を記入したものを運営本部に提出し、免許証等で本人確認を完了することで出場を可とする。連盟登録は毎週月曜から金曜16時の間に行うこと(土日は受付ない)。
- (7)リーグ開催期間中のチーム間の移籍は認めるが((公財)日本サッカー協会の手続きに準ずる)リーグ終了後、リーグカップ並びに入替戦に向けての移籍は認めない。
- (8)試合の際、選手証を提示できない選手は交代も含め出場できない。
- (9)出場選手の資格に疑義を生じた場合、しかるべき調査の上、不正については厳重に処分する。

7. リーグ編成(2022年度限定)

リーグ編成は原則として10チーム編成とするが、参加チーム数やコロナ禍の影響により変則リーグ開催となる場合がある。

8. 競技方法(2022年度限定)

- (1)各リーグのチーム数に応じてリーグ戦を行う。リーグによりレギュレーションが異なる場合がある。
- (2)競技時間は60分とし、同点の場合、延長・PK戦はせず引き分けとする。
順位の決定は ①勝点(勝3点、分1点、負0点)②得失点差 ③総得点 ④当該チームの勝敗 ⑤フェアプレーポイント⑥抽選 の順で決定する。
- (3)順位決定戦のあるリーグは、順位決定戦で同点の場合、PK戦を行う。
- (4)選手の交代は当日のエントリー選手全員が交代できる。
- (5)警告の累積2回で翌1試合の出場を停止し、再発の場合停止1試合を加える。
- (6)退場を宣告された選手は翌1試合の公式戦の出場を停止し、後の処分は当連盟リスペクトフェアプレー委員会にて決定する。
- (7)チームベンチには、チーム役員6名及び交代選手が入ることができる。

9. 競技規則

当該年度の(公財)日本サッカー協会制定「サッカー競技規則」による。

10. ユニフォーム

- (1)当該年度の(公財)日本サッカー協会 ユニフォーム規程に拠る。
- (2)本競技会に登録した正・副それぞれ1組(合計2組)のユニフォーム(シャツ、ショーツ及びソックス)を試合会場に持参し、いずれかを着用しなければならない。
- (3)FP正・副、GK正・副についてはそれぞれ明確に異なる色とする。
- (4)主審は、対戦するチームのユニフォームの色彩が類似しており判別しがたいと判断したときは、両チームの立ち会いのもとに、その試合において着用するユニフォームを決定する。
- (5)(4)の場合、主審は、両チームの各2組のユニフォームのうちから、シャツ、ショーツ及びソックスのそれぞれについて、判別しやすい組み合わせを決定することができる。
- (6)ソックスステープ等の色は問わない。また、アンダーシャツ、タイツの色は問わないが、チーム内で同色のものを着用すること。
- (7)新規チームは最低1組のユニフォームを用意すること。
- (8)シーズン中の番号の変更はできない。

11. 表彰(各リーグ)

- (1) 団体表彰: 各部の優勝・準優勝のチームを表彰する。
- (2) フェアプレー賞: 本大会期間中を通じて警告・退場の懲戒処分の他に準備・後片付・記録等運営に関する不履行が無かったチームのうち各部の成績上位1チームを表彰する。
- (3) その他、本大会期間中を通じて表彰に値するチーム・個人があった場合、これを表彰する。

12. 入替戦

2023年度に継続して参加するチームに関して、次年度のリーグ編成に当たり次の入替戦を行う。

ただし、上位リーグの編成事情・参加チーム数により、リーグ編成を変更することがある。

- (1) 「Sリーグ昇格戦」: Sリーグの最下位チームは、A1リーグへ自動降格とし、A1部1位チームはSリーグへ自動昇格する。A1リーグ2位は、Sリーグ下位から2番目のチームと入替戦を行う。但し、Sリーグ申請チームが参加資格を得た場合(※1)及び札幌ブロックリーグからの降格がある場合はこの限りではない。
- (2) 「札幌A1部昇格戦」: A2部2位・A3部～A6部 ライラックリーグの優勝チームによるトーナメントにより、次年度の札幌A1部に昇格する1チームを決定する。
- (3) 各部の優勝チームは次年度上位リーグ昇格が確定し、原則として各部下位2チームは自動降格する。
- (4) 入替戦終了後の結果をもって当年度のチームランキングが確定し、次年度登録時に不参加チームが生じた場合は順次繰り上げる。

13. 競技審判員

- (1) 競技審判員は、運営委員会の定めた審判割当を以て、審判資格を有する審判員がチームの責任に於いて行う。不戦試合等で当日の試合が無くなった場合も審判割当は履行すること。
- (2) 審判員は課せられた任務の重大性を認識し、服装は主審、副審、第4の審判員を問わず必ず審判服及び審判資格を示す胸章(ワッペン)ならびにリスペクトワッペンを着用し、態度厳正にして積極的に責務を遂行しなければならない。
- (3) 主審は3級以上とする。ただし下記の条件を満たす場合は4級審判でも主審を行うことができる。
 - ① 当該年度に4級から3級への昇級試験申請している審判員で、かつ当該試合に審判インストラクターが立ち会える場合(原則1回)。
 - ② 新規チームならびに登録2年目のチームに所属する4級審判員に限り、教育的配慮から当該年度に4級から3級への昇級試験申請をしていなくても、当該試合に審判インストラクターが立ち会える場合(原則1回)。
 - ③ 連盟審判委員会が特別に認めた場合。
- (4) 競技終了後、主審は当該試合の記録用紙の確認を行い所定の位置に署名する。また「審判報告書」を作成し提出すること。
- (5) 審判謝金は別途規程により支給する。

14. 運営当番

運営当番は、リーグ開催中、各チーム原則として年1回、各会場での試合運営と従来までのリーグ部長の職務を行う。運営当番チームは、別途制定される「大会運営の手引き」を参考として職務を遂行すること。

15. 準備

準備は第1試合の両チームが実施すること(第1試合の開始1時間前から準備設営を開始すること)。

16. 試合前ミーティング

試合前ミーティングは試合開始30分前に開始する。試合前ミーティングには「監督」が必ず出席すること。

やむを得ず「監督」が出席できない場合は、事前に届出を済ませた「監督代行者」の出席を認める。

その場合の監督代行者はその試合における監督の責務を代行して行うこととする。

監督代行者は、参加申込書に記載された役員6名以内の中から選任すること。

「試合前ミーティング」には「メンバー表」・試合球1個を持参し、ユニフォームの色の確認ができるようにすること。

17. 罰則

(1) 警告・退場の処置

ア 警告、退場の処置については(公財)日本サッカー協会懲罰規程に拠り処置する。

イ 退場者については、以後の試合は審判報告書に基づきリスペクト・フェアプレー委員会にて裁定する。

(2) 不戦チームの処置

ア 不戦試合を行った場合の処置は、連盟常任理事会にて決定する。チームはその処置に従うこと。

イ 不戦試合の場合は相手チームに勝点3及び得点5を与える。

ただし、試合途中で人数不足となり不戦試合となった場合は、既に獲得された得失点差の方が大きい場合には、大きい方を有効とする。その際の得点者・アシスト者の記録は無効となる。

ウ 天変地異その他不可抗力により棄権する場合は、相手チーム・事務局・リーグ運営委員長に通知すること。

その後の処置は連盟常任理事会で裁定する。

エ 不戦試合を行ったチームは、調整料として1件につき10,000円を納入すること。

やむを得ず不戦試合となる場合は当該週の金曜日16時までに連盟事務局まで連絡すること。

金曜日16時以降に急遽不戦試合となった場合の調整料は15,000円とする。

(通知後ただちに当連盟に納付すること)

オ 新型コロナウイルス感染拡大の影響により不戦となった場合は調整料は徴収しないが、相手チームに勝点3及び得点5を与える

(3) 延期試合について

大会日程周知後の、チーム都合による試合の延期については認めない。ただし札幌社会人サッカー連盟が関係する上位大会については延期を考慮する。延期日程は札幌社会人サッカー連盟が通知する。

その他の全道大会(道自治体連盟・道自衛隊連盟の大会)については、必要に応じて代替日を考慮する場合があるが、相手チームの都合によっては不戦敗とする。

(4) 記録、審判、準備、後片付け等の割り当てを不履行としたチームは、運営委員会の処置により1割当につき割当調整料として10,000円を納入すること。

(5) 本要項の参加資格に違反したチームは没収試合とし、対戦成績は全て不戦敗扱いとする。(スコアは0-5とする)

- この場合、次年度以降のリーグ参加は連盟常任理事会で裁定する。
(6)大会運営上、著しく支障をきたすチームは、厳正に対処する。

18. 事故防止

- (1) 試合会場への移動、試合中、その他事故防止について各チームの責任に於いて全員に徹底すること。
- (2) 各会場駐車場における車の破損・盗難等の事故に関しては公共の場であることにより自己責任とする。
- (3) 各チームはリーグ開始前までにスポーツ傷害保険等の加入手続きを済ませること。
- (4) 飲料水、医薬品等必要な物は自チームにて用意すること。
- (5) 落雷・その他天変地異等で試合開催・継続が困難となった場合、原則として日時を改め再試合とする。
- (6) 落雷・その他天変地異等による事故については、当連盟は責任を負わない。

19. その他

- (1) チーム監督は、必ずベンチに入ることを義務付ける。但し、やむを得ずベンチ入りすることができない場合、事前に届け出を済ませた監督代行者が監督の代理を行うことができる。
- (2) チーム監督(監督代行者含む)が選手として出場する場合は、試合前ミーティング時に運営本部に申し出ること。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大防止について遵守事項や留意事項を別途周知するので協力すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染拡大の影響がリーグに及ぼす場合は、リーグの処置については別途通知する。

20. 附則

※1 Sリーグ申請について

上位を目指す意欲があり、戦力が伴っている下位チームの飛び級制度として、「Sリーグ申請」を行うことができる。

Sリーグ申請にあたっては、連盟が指定する期日までに「Sリーグ申請書」を提出すること。

Sリーグ申請チームは、下記の条件を全て満たした場合、Sリーグ昇格戦出場の権利を得ることができる。

第1条件: 所属するリーグで優勝し、入替戦のA1昇格戦でも勝ち上がる。

第2条件: 社会人選手権・クラブチーム選手権のいずれかの大会で地区代表となること

第3条件: リーグ終了後に当連盟が実施するヒアリングに出席し、チームの運営状況、活動状況、継続性等を確認し、連盟が適正と判断した場合

上記の3条件を満たした場合、Sリーグ昇格戦に参入が可能となり、Aリーグ1部 2位チームと参入予備戦を実施したのち、Sリーグ下位から2番目のチームと入れ替え戦を行うことができる。

なお、上位リーグからの降格が生じた場合は対象順位チームが変更となる可能性がある。

※2 第2条件にある各種大会で過去に不戦試合等の「連盟懲戒処分」がある場合は申請できない。